

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成27年度 |
| 計画改定年度 | 令和3年度 |
| 計画主体 | 矢板市 |

矢板市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 矢板市経済建設部農林課
所在地 栃木県矢板市本町5番4号
電話番号 0287-43-6210
FAX番号 0287-44-3324
メールアドレス nourin@city.yaita.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、カワウ、アライグマ、ニホンザル |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 対象地域 | 170.46km ² （矢板市全域） |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|--------|-------------|----------|--------|
| | 品目 | 被害数値 | |
| ニホンジカ | 飼料作物（牧草）、水稲 | 被害面積(a) | 193 |
| | | 被害金額(千円) | 2,072 |
| イノシシ | 飼料作物、水稲、野菜 | 被害面積(a) | 1,457 |
| | | 被害金額(千円) | 18,465 |
| ツキノワグマ | 配合飼料、果樹 | 被害面積(a) | 13 |
| | | 被害金額(千円) | 61 |
| ハクビシン | 果樹、野菜 | 被害面積(a) | 5 |
| | | 被害金額(千円) | 21 |
| カラス類 | 果樹、豆類、水稲 | 被害面積(a) | 20 |
| | | 被害金額(千円) | 693 |
| カルガモ | 水稲 | 被害面積(a) | 29 |
| | | 被害金額(千円) | 373 |

(2) 被害の傾向

ニホンジカは高原山中腹での捕獲数が多く、田畑への出没が減り、農作物への被害は減少傾向である。

イノシシによる被害発生場所は、高原山の中腹部から山麓部や平野部に拡大してきている。イノシシに対する捕獲活動の強化をしているものの、警戒心が特に強いので捕獲が困難な状態が続いており、被害はやや増加傾向である。

クマ、ハクビシン、カラス類及びカルガモによる被害は、定期的な捕獲によりやや減少傾向である。

・被害の経過

| 対象鳥獣 | | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | 増減傾向 |
|--------|----------|--------|--------|--------|-------|--------|------|
| ニホンジカ | 被害面積(a) | 551 | 220 | 193 | 1,434 | 193 | 減少 |
| | 被害金額(千円) | 8,500 | 1,867 | 2,340 | 6,891 | 2,072 | |
| イノシシ | 被害面積(a) | 1,096 | 1,626 | 1,619 | 1,151 | 1,457 | 増加 |
| | 被害金額(千円) | 14,103 | 20,191 | 20,460 | 6,617 | 18,465 | |
| ツキノワグマ | 被害面積(a) | 16 | 23 | 23 | 15 | 13 | 減少 |
| | 被害金額(千円) | 200 | 100 | 115 | 73 | 61 | |
| ハクビシン | 被害面積(a) | 7 | 4 | 4 | 2 | 5 | 減少 |
| | 被害金額(千円) | 138 | 99 | 357 | 4 | 21 | |
| カラス類 | 被害面積(a) | 97 | 24 | 24 | 6 | 20 | 減少 |
| | 被害金額(千円) | 1,238 | 930 | 925 | 43 | 693 | |
| カルガモ | 被害面積(a) | 68 | 33 | 33 | 228 | 29 | 減少 |
| | 被害金額(千円) | 858 | 411 | 409 | 2,932 | 373 | |

・主な被害作物と被害時期

| 対象鳥獣 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | (月) |
|--------|-----------------------|---|---------|---------|---------|---|----|---------|----|---|---|---|-----|
| ニホンジカ | ●-----● 飼料作物(牧草) | | | | | | | | | | | | |
| | | | ●-----● | | | | | | | | | | |
| | | | | ●-----● | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| イノシシ | ●-----● 飼料作物、水稲、野菜 | | | | | | | | | | | | |
| ツキノワグマ | | | | ●-----● | | | | | | | | | |
| ハクビシン | ●-----● 果樹、野菜 | | | | | | | | | | | | |
| カラス類 | ●-----● | | | | ●-----● | | | ●-----● | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| カルガモ | ●-----● | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(3) 被害の軽減目標

| 対象鳥獣 | | 現状値 令和2年度 (2020年度) | 目標値 令和6年度 (2024年度) |
|--------|----------|--------------------------|--------------------------|
| ニホンジカ | 被害面積(a) | 193 | 150 |
| | 被害金額(千円) | 2,072 | 1,800 |
| イノシシ | 被害面積(a) | 1,457 | 1,300 |
| | 被害金額(千円) | 18,465 | 16,500 |
| ツキノワグマ | 被害面積(a) | 13 | 10 |
| | 被害金額(千円) | 61 | 50 |
| ハクビシン | 被害面積(a) | 5 | 3 |
| | 被害金額(千円) | 21 | 20 |
| カラス類 | 被害面積(a) | 20 | 15 |
| | 被害金額(千円) | 693 | 600 |
| カルガモ | 被害面積(a) | 29 | 25 |
| | 被害金額(千円) | 373 | 300 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課 題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>栃木県猟友会塩谷支部（泉分会、矢板分会、片岡分会）の協力のもと、矢板市鳥獣被害対策実施隊を設置し、箱わな・くくりわなと銃器による捕獲活動を実施した。</p> <p>また、免許取得等補助金（市費）の活用促進により、新規狩猟者の育成を図っている。</p> | <p>狩猟者の減少と高齢化が進み、捕獲活動の負担が増えているため、新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上が課題となっている。</p> <p>また、捕獲活動に継続して意欲的に取り組める環境づくりも必要である。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>侵入防止柵設置費補助事業（市費）により、10a以上の農地に侵入防止柵を設置する農業者等を支援している。補助金額は設置に係る材料費の2分の1以内とし、10万円を限度額とする。同一の申請者であっても、年度が変わり、別の農地であれば申請できる。</p> <p>また、銃器による追払いを定期的に行う。</p> | <p>侵入防止柵設置費補助事業は、単一農家や事業者ごとの補助であるため、個々の農地での被害は防げるが、集落全体での被害防止にはならない。</p> |

| | | |
|----------------------|---|--|
| 生息環境 管理その 他の取組 | 鳥獣による農作物被害の防止には、捕獲はもとより、誘発物となる果樹等を庭先から撤去することも必要であるため、所有者に自己防衛手段についてアドバイスを行っている。 | 農作物被害の情報が寄せられてからアドバイスを行っているが、集落全体の意識まで浸透していない。 |
|----------------------|---|--|

(5) 今後の取組方針

従来の被害防止体制に加え、関係機関との連携を強化し、総合的な捕獲及び防護の対策を推進する。

また、農業者・集落・農産物生産組合などが一体となって、被害防止を推進する環境や意識の高揚を図る。具体的には、地域の意識改革による被害防除体制の確立に向けた取組や、捕獲による被害防止対策を推進する。

あわせて、捕獲に従事する狩猟後継者を育成していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

矢板市及び栃木県猟友会塩谷支部（泉分会、矢板分会、片岡分会）で構成する矢板市鳥獣被害対策実施隊を設置する。

市民から鳥獣による農作物被害の連絡・相談があった場合、迅速に隊員を派遣し、捕獲や被害防止対策の指導を行う。

市は、隊員の効率的な捕獲実施のため、必要に応じて、ライフル銃による捕獲を許可する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------------|--|--|
| 令和4年度 (2022年度) | ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ | 【ニホンジカ】 くくりわな、銃猟による捕獲を強化し、個体数の減少に努める。 【イノシシ】 くくりわな、箱わなによる捕獲を強化し、個体数の減少に努める。 【ツキノワグマ】 |
| 令和5年度 (2023年度) | カワウ アライグマ ニホンザル | 被害箇所近接する人家や集落に注意を促すとともに、必要に応じて箱わなによる捕獲を行う。 また、放獣の可否、放獣の箇所等についても的確に実施する。 【ハクビシン】 小型の箱わなによる捕獲を強化し、個体数の減少に努める。 |
| 令和6年度 (2024年度) | | 【狩猟者の確保】 狩猟者の高齢化や減少傾向を考慮し、狩猟免許等取得支援事業をとおして、新規狩猟者の確保・育成に向けた取組を推進していく。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 鳥獣による農林産物被害状況や矢板市鳥獣被害対策実施隊の活動実績及び捕獲頭数を踏まえ、令和6（2024）年度までの捕獲計画数は、ニホンジカ400頭、イノシシ170頭と設定する。令和7（2025）年度以降は、捕獲実績及び農作物の被害額等により見直しを行うものとする。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
| ニホンジカ | 400 | 400 | 400 |
| イノシシ | 170 | 170 | 170 |
| ツキノワグマ | 5 | 5 | 5 |
| ハクビシン | — | — | — |
| カラス類 | 500 | 500 | 500 |
| カルガモ | 500 | 500 | 500 |
| カワウ | — | — | — |

| 対象鳥獣 | 捕獲等の取組内容 |
|---------------|---|
| ニホンジカ | 市内北部で年間を通して、水稻や飼料作物の被害が発生しているため、5月下旬から10月中旬を中心に、銃器（巻狩り）やくくりわなによる捕獲に努める。 |
| イノシシ | 市内北部で年間を通して、水稻や飼料作物の被害が発生しているため、5月下旬から11月下旬を中心に、銃器（巻狩り）捕獲やくくりわな、箱わなによる捕獲に努める。 |
| ツキノワグマ | 市内北部で春から秋を中心に、配合飼料や果樹への被害が発生しているため、必要に応じて箱わな等による捕獲に努める。 |
| ハクビシン | 市内全域で年間を通して、果樹や野菜への被害が発生しているため、必要に応じて、小型の箱わなによる捕獲に努める。 |
| カラス類・ カルガモ | 市内全域で年間を通して、水稻や果樹への被害が発生しているため、4月から6月を中心に、銃器による捕獲に努める。 上記の捕獲行為が、希少鳥獣その他野生生物の生息に影響を及ぼさないよう十分配慮する。 |

| |
|--|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| ニホンジカ、イノシシによる農作物被害は、市街地を除く市内全域において、年間を通して発生しており、それらによる被害は依然として多い。特に、市内北部地域においては、山林に近いことから被害が多い傾向にある。ニホンジカ、イノシシをより効果的に捕獲するための有効な手段として、ライフル銃を隊員に所持させる。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|--------------------|----------|
| 矢板市全域 (禁猟区等は除く) | すべての有害鳥獣 |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画 (国の補助事業によるワイヤーメッシュ柵)

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
| ニホンジカ イノシシ | 地域の状況に応じて検討する。 | | |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|---------------|---|-------------------|-------------------|
| | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
| ニホンジカ イノシシ | ワイヤーメッシュ柵の整備を検討しながら、当面の間は、生息数が多い中山間部を中心に、銃器による追払いを定期的に行う。 | | |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

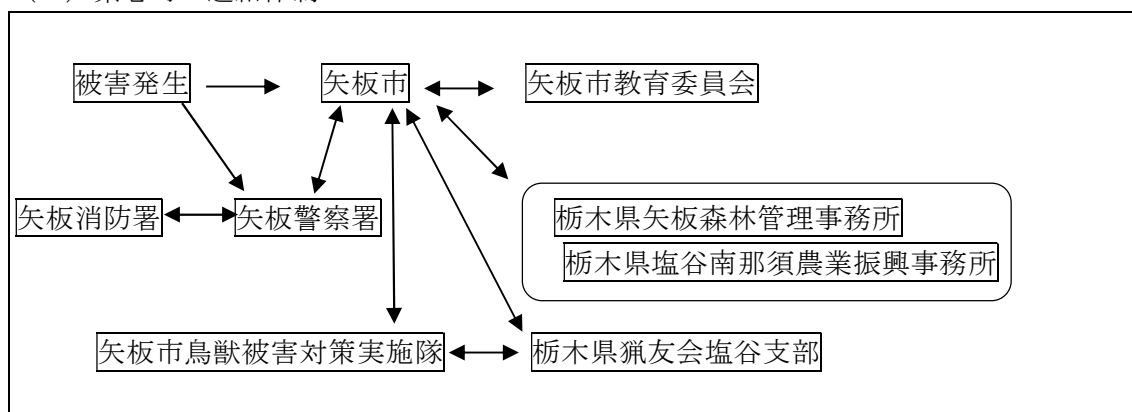
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------------|-------------------------------------|--|
| 令和4年度 (2022年度) | ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ | とちぎの元気な森づくり県民税を利用した藪や下草の刈払いを行う。 各種会合や広報誌の配布等により、鳥獣害対策等についての周知活動を行う。 |
| 令和5年度 (2023年度) | ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス カルガモ | 免許取得等補助金(市費)を周知することにより担い手である捕獲者(捕獲実施隊)の育成を継続的に行う。 |
| 令和6年度 (2024年度) | カワウ アライグマ ニホンザル | |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役 割 |
|---------------------------------|--------------------|
| 矢板市 | 被害情報収集、被害情報周知、捕獲依頼 |
| 矢板市教育委員会 | 被害情報周知 |
| 矢板警察署 | 被害情報収集、被害情報周知 |
| 矢板消防署 | 被害情報収集、被害情報周知 |
| 栃木県矢板森林管理事務所 栃木県塩谷南那須農業振興事務所 | 被害情報収集、対策指導 |
| 矢板市鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲等実施、対策指導 |
| 栃木県猟友会塩谷支部 (泉分会、矢板分会、片岡分会) | 捕獲等実施 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び同法に規定される基本指針に基づき、持ち帰りの上、速やかに焼却処理を行うことを原則とする。なお、やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えない適切な方法で行うものとする。
- ・県内養豚場で豚熱感染が確認されていることから、イノシシの捕獲時は、移動制限区域等に留意し、防疫措置（靴、衣類、道具、車両の消毒等）を強化する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

| | |
|----------------------------------|---|
| 食品 | 福島第一原子力発電所事故の影響により、本市において捕獲されたイノシシ、ニホンジカの肉は、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限があることから、捕獲従事者に対して食品としての利用や自家消費の自粛を周知徹底する。 |
| ペットフード | 状況に応じて検討 |
| 皮革 | 状況に応じて検討 |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 状況に応じて検討 |

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 矢板市鳥獣被害対策協議会 |
|--|--|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 塩野谷農業協同組合 矢板市鳥獣被害対策実施隊 栃木県猟友会塩谷支部（泉分会、矢板分会、片岡分会） 那珂川北部漁業協同組合 たかはら森林組合 矢板市農業委員会 矢板市 | 被害調査及び情報提供 捕獲等の実施、対策指導 捕獲等の実施 被害調査及び情報提供 被害調査及び情報提供 被害調査及び情報提供 事務局 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--|---------------------------------------|
| 栃木県環境森林部自然環境課 栃木県矢板森林管理事務所 栃木県塩谷南那須農業振興事務所 矢板市教育委員会 | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 矢板市鳥獣被害対策実施隊は、矢板市及び栃木県猟友会塩谷支部（泉分会、矢板分会、片岡分会）で構成する。 ・ 農林課長を実施隊長とし、泉、矢板、片岡地区に1名ずつリーダーを置く。 ・ 捕獲等に関する指示を実施隊長が各リーダーに伝達し、隊員が捕獲活動を実施する体制とする。 |
|---|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・農林課（事務局）は、鳥獣被害対策に関する全般的な体制管理を行う。
- ・被害報告については、迅速に関係機関へ情報提供を行い、適切な対策が実施できる体制整備に努める。
- ・集落ぐるみで侵入防護柵の設置を検討し、効果的な被害対策を図る。
- ・新たな狩猟免許所持者の確保のため、広報活動や講習会の実施を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・鳥獣被害発生の広域化に対応するため、近接市町や関係機関との一層の連携、情報交換を図る必要がある。
- ・専門家の指導による現地研修会等を開催し、有害鳥獣の習性や電気柵等の正しい設置方法等を農業者に周知する。